

さいたま市告示第521号

さいたま市水道局告示第34号

令和5・6年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建物管理等、警備及び清掃の業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（格付）（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

令和5年3月22日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 等級区分する方法

等級区分は、2に定める資格審査数値を基に5に定める等級区分基準に従って、業務ごとに行うものとする。

2 資格審査数値

資格審査数値は、3に定める経営財務状況の点数に4に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る業務の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者（以下「組合」という。）の資格審査数値は、3(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の合計値を用いて算出するものとする。

3 経営財務状況の点数

経営財務状況の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。

(1) 平均売上額

平均 売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点 数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
平均 売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点 数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
平均 売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	
点 数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本 の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点 数	15点	14点	13点	11点	9点	7点

自己資本 の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	
点 数	5 点	3 点	2 点	1 点	- 2 点	

(3) 流動比率

流 動 比 率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点 数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本 比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点 数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従 業 員 数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点 数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営 業 期 間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点 数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

4 発注者別評価項目の点数

発注者別評価項目の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。ただし、発注者別評価項目の点数の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価項目の点数の合計を0点とする。

(1) 障害者雇用

雇 用	法定雇用障害 者数以上を雇 用している	法定雇用障害 者数以上を雇 用していない
点 数	5 点	0 点

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(2) 子育て支援

届 出 又は 認 定	有	無
------------------	---	---

○ 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現

点数	5点	0点
----	----	----

在、一般事業主行動計画の計画期間中であること)又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者

- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者

なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加点対象とする。

(3) 女性の活躍推進

届出	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合(申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること)又は同法第12条の規定による認定を受けている者

- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者

なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加点対象とする。

(4) ISO・エコアクション21認証取得

認証取得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点数	5点	0点	5点	0点

- ISO9001

公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合

- ISO14001又はエコアクション21

JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合

なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。

(5) その他

締結、 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市SDGs企業 又はさいたま市健康経営企業	
	有	無
点数	5点	0点

以下のいずれかに該当する者

- さいたま市と包括連携協定を締結している者
- さいたま市SDGs企業として認証されている者
- さいたま市健康経営企業として認定されている者

(6) 入札参加停止

入札参加 停止	令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点 数	1月につき-1点

5 等級区分基準

等 級	基 準
A	資格審査数値が70点以上
B	資格審査数値が50点以上70点未満
C	資格審査数値が50点未満